

「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領

平成30年12月17日
県土整備部港湾課
農政水産部漁村振興課

（趣旨）

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「港湾・漁港工事における週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

（用語）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週8休以上の休日確保することをいう。
- (2) 「休日」とは、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏期休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬～1月上旬5日間）」とし、現場での作業を一切行わない（現場を閉所する。）日をいう。

（試行の対象）

第3 週休2日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

5 その他の事項
本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第 条に記載するものとする。）

第 条 休日の確保
本工事は、港湾・漁港工事における週休2日工事の試行対象工事である。
試行にあたっては、『「港湾・漁港工事における週休2日工事」試行実施要領』に基づき行う。
試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kowan/shakaikiban/kasen/kowangyokosyukyu2ka.html>
(県土整備部)
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gyokogyojo/index.html>
(農政水産部)

(実施手続)

- 第4 受注者は、週休2日工事の試行実施について、工事打合簿(様式1)により、発注者へ協議するものとする。
- 2 前項において、協議が調い、試行を実施する場合、受注者は週休2日の計画を反映した計画工程表を提出するものとする。
 - 3 受注者は、週休2日の取得計画及び実績の確認のため、別紙1を参考に週間工程表を作成し、主任監督員に提出するものとする。
 - 4 主任監督員は、前項により提出された週間工程表を基に、休日の確保状況を確認するものとする。
 - 5 受注者は、別紙2を参考とし、工事看板に「週休2日工事」である旨を記載するものとする。
 - 6 受注者は、工事完了後14日以内(土、日及び祝日を含む。)に別紙3によりアンケートに回答するものとする。
 - 7 受注者は、週休2日の取組結果について、工事打合簿(様式1)により、発注者へ報告するものとする。
 - 8 前項において、達成状況について協議が調った後、発注者が監督員指示書(様式2)により、受注者へ指示するものとする。

(休日の評価)

第5 週休2日工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

(1) 4週8休

「4週8休」とは、工事着手日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日(完成届日)まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

なお、対象は工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日(完成届日)直前の1期間の末日となる金曜日までとする。

(労務費の補正)

第6 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費に補正係数1.05を乗じるものとする。ただし、港湾5職種(高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員)は対象外とする。港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする。

(留意事項)

第7 週休2日工事の試行実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 休日には現場での作業などは一切行わない(現場を閉所する。)こと。
- (2) 工場製作のみの期間は対象としない。
- (3) 受注者が休日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合

合は、休日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施（安全訓練等によるパトロールは含まない。）

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

- (4) 前号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (5) 休日の計画を変更する場合は、事前に監督員へ協議するものとし、事前に協議がない場合は休日とみなさない。ただし、降雨、降雪により、予定外の現場閉所とする場合は、現場着手前までに、その旨を速やかに監督員にメールまたはファクシミリにより連絡するものとし、休日とみなす。
- (6) 週休2日工事はワンデーレスポンス対象工事とする。
- (7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。